

4月に日本公庫の融資見直しか？

4月に日本政策金融公庫の融資制度が改定されるという報道があります(ニッキン等)。この改訂の背景には、金融界の強い要望があります。

<参考>政策金融のあり方に関する最近の取組みについて <https://bit.ly/2IfH7Z8>

2017年に全国地方銀行協会は、政府系金融が民間から融資機会を奪うなど民業を圧迫した例が424件あったとする内部調査をまとめました。内訳は日本公庫が260件、商工中金は109件でした。その後、会計検査院の調査など、政府系金融機関への風当たりはとて厳しくなっています。

そもそもの発端は、商工中金の危機対応業務における不正行為事件に対する金融界からの強烈な批判がでたことに由来します。商工中金への批判と同時に「日本公庫は民業圧迫している」との批判も噴出しました。「なぜ、急に日本公庫の批判まで？」と違和感を覚えた方もいるかもしれません。

ご存知の通り、現在、低金利政策が続いていて、金融界の経営は実にとて厳しい状況です。「民間金融は民業圧迫により経営が厳しくなっている。日本公庫が悪い！」というのが金融界やメディアを中心とする意見です。しかしながら、「自らの経営判断、失策などの責任を日本公庫に転嫁しようとしている」という見方もあります。

しかしながら、要は、中小事業者にとっては、どうでもよいことです。中小企業がしっかりと融資などの支援を受けることのできる環境が整われるよう、特に民間金融業界については保身に走ることなく、しっかりと考えてほしいものです。

4月からどのように見直しされるのか？ 条件、対象等を厳格化・・・

4月から、「中小企業事業」において、一部の企業に対する金利を引き上げるとのこと。信用力格付けで最上位層に入る企業の評価を層内の最低水準に統一するとのことです。ちなみに、現在の下限金利は年0.3%とのこと。

また、セーフティネット貸付は、「直近3カ月の売上高減少」について減少幅を前期または前々期比「5%以上」に変更、そして収支の悪化要件である「回収条件長期化・支払い条件短縮化の基準」を「0.1カ月以上」に定めるとのことです。

<参考>セーフティネット貸付 31年2月現在
<https://bit.ly/2USjvLE>

次に、「農林水産事業」においては、「スーパーL資金」で実質的に無利子が適用される年間融資枠を1,000億円から900億円に縮小するとのこと。また、代理融資(日本公庫による民間金融機関の融資)において、1件当たりの上限額を5億円から10億円へ引き上げるとのことです。

<参考>スーパーL資金 31年2月現在
<https://bit.ly/2GALyeP>

その他、「新企業育成貸付」に関しては、一部の事業者以外は利用できる期間を5年以内に縮小。また「IT活用促進資金」に関しては、革新的データ活用計画(生産性向上特別措置法)などの認定事業者に限定。また「環境・エネルギー対策資金」に関しては、一部の資金使途に利用できる業種を限定することです。

国民生活事業への影響は？

4月の改訂は、特に「国民生活事業」については言及されておりませんでした。今後については、その動向に注視が必要です。**また、今後、日本公庫は、協調融資にさらに力を入れていくことになるでしょう。その結果、単独の融資が減っていく可能性があります。**中小事業者については、今後の日本公庫の活用方法などについては、検討する必要があるでしょうね。まずは正確な情報待ちです。

また、報道によりますと、今回の改訂に関して、民間金融界は「第一歩が着実に踏み出された」、「要求してきた水準には全く届いていないが、次の交渉につながる回答だ」と評価しているそうです。

さて、**経営者の皆さんはこの金融界の主張についてどう思われますでしょうか・・・。**